



鳥取県公報

平成17年10月21日(金)
第7731号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (793) (中部総合事務所福祉保健局) 1
	指定居宅サービス事業者の廃止 (794) (") 1
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (795) (") 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (796・797) (森林保全課) 3
	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 (798) (水産課) 4
教委告示	定例教育委員会の招集 (20) (教育総務課) 4
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) 4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課) 5
	一般競争入札の実施 (2件) (教育委員会事務局教育環境課) 8

告 示

鳥取県告示第793号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月21日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
有限会社ウエルアツブ 代表取締役 助谷憲隆	東伯郡琴浦町大字 下伊勢600 - 1	有限会社ウエルアツブ	東伯郡北栄町西穂波 36	平成17年10月1日

鳥取県告示第794号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月21日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人北条町社会福祉協議会 会長 松本昭夫	東伯郡北条町田井46 - 2	社会福祉法人北条町社会福祉協議会 訪問介護事業所	東伯郡北条町田井46 - 2	訪問介護	平成17年 9 月30日
〃	〃	社会福祉法人北条町社会福祉協議会 指定通所介護事業所 楽寿園	東伯郡北条町土下118 - 1	通所介護	〃
社会福祉法人大栄町社会福祉協議会 会長 竹歳邦安	東伯郡大栄町大字瀬戸36 - 2	社会福祉法人大栄町社会福祉協議会 訪問介護事業所	東伯郡大栄町大字瀬戸36 - 2	訪問介護	〃
〃	〃	社会福祉法人大栄町社会福祉協議会 通所介護事業所	〃	通所介護	〃
〃	〃	社会福祉法人大栄町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	〃	訪問入浴介護	〃
〃	〃	社会福祉法人大栄町社会福祉協議会 福祉用具貸与事業所	〃	福祉用具貸与	〃

鳥取県告示第795号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月21日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人北条町社会福祉協議会 会長 松本昭夫	東伯郡北条町田井46 - 2	社会福祉法人北条町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	東伯郡北条町田井46 - 2	平成17年 9 月30日
社会福祉法人大栄町社	東伯郡大栄町大字	社会福祉法人大栄町社	東伯郡大栄町大字瀬	〃

会福祉協議会 会長 竹歳邦安	瀬戸36 - 2	会福祉協議会居宅介護 支援事業所	戸36 - 2	
-------------------	----------	---------------------	---------	--

鳥取県告示第796号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年10月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下石見字上大倉山1586、字下大倉山1721（次の図に示す部分に限る。）、上萩山字滑鉄山所1739の4から1739の6まで、神福字大熊山1572の1、1572の169（次の図に示す部分に限る。）、萩原字滝谷奥1055、1056、字滝谷東平ラ1064、字檜ノ木塔山1068、1069の1から1069の4まで、1070、1071、字赤子岩ノ下タ1072から1075まで、字檜ノ木塔1083から1086まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第797号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年10月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町金持字朝苅1024の1、1024の85、1024の89から1024の91まで、1024の98から1024の104まで、1030の1、板井原字大井呑484の1、484の13

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

板井原字大井呑484の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第798号

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、次のとおり水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めたので、同条第6項の規定により告示する。

平成17年10月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

「次のとおり」は、省略し、その計画書を鳥取県農林水産部水産振興局水産課に備え置いて縦覧に供する。

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第20号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年10月21日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 日時 平成17年10月27日（木）午前10時～

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

(1) 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

(2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成17年10月21日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成17年11月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年10月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 鳥取県公共事業労務費（平成17年10月）調査業務委託

(2) 業務内容

本件業務は、公共事業労務費調査（平成17年10月調査）のうち、鳥取県が発注した建設工事の調査の一次審査を県が指定する日程（以下「審査日」という。）により実施するものである。

(3) 業務の概要

公共事業労務費（平成17年10月）調査一次審査 186件

審査日 鳥取県東部 73件 平成17年11月18日（金）

鳥取県西部 67件 平成17年11月21日 (月)

鳥取県中部 46件 平成17年11月22日 (火)

(4) 履行期間 契約の日から平成18年1月31日まで

2 応募資料の提出ができる者

応募資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第974号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(3) 平成17年10月21日(金)から本件業務の入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成17年10月21日(金)までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(5) 次に掲げるいずれかの基準を満たす者であること。

ア 平成8年度以降に業務が完了し、成果品を納入している国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等を含む。)又は都道府県の発注する公共事業労務費調査業務(以下「同種業務」という。)を実施した実績を有すること。

イ 平成8年度以降に同種業務を実施した者の管理技術者若しくは照査技術者又はこれらに準ずる担当者(以下「技術者等」という。)として同種業務を行った経験を有する者を4名以上有すること。

(6) 本件業務の実施期間中、平成8年度以降に同種業務を実施した者の技術者等として同種業務を行った経験を有する者を、管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。

なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であつてはならない。

3 入札方式

本件業務の入札方式は、電子入札(鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第12条第2項に規定する電子入札をいう。)とする。

4 応募資料の作成及び提出

(1) 応募資料作成要領の交付

応募資料作成要領は、平成17年10月21日(金)から同月28日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「県HP」という。)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年10月21日(金)から同月28日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 応募資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、応募資料作成要領に基づき作成した応募資料を次により提出するものと

する。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

県HPの電子入札システムに係る所定の画面に必要事項を入力し、送信するものとする。

(3) 応募資料の審査

提出された応募資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

5 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 応募資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 応募資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 応募資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、応募資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 応募資料その他提出された書類は、返却しない。

(6) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された応募資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件業務の落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年10月14日付鳥取県公報第7729号中調達公告公募型指名競争入札の実施（若鑄谷川通常砂防工事（排土工）に係るものに限る。）は、廃止する。

平成17年10月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工事名	若鑄谷川通常砂防工事（排土工）	
	工事場所	八頭郡智頭町大字市瀬	
	工事の内容並びに構造及び規模	掘削工	
		有人掘削	V = 25,388立方メートル
		無人掘削	V = 27,266立方メートル
		残土処理工	
		土砂積込運搬	V = 78,000立方メートル
	工期	着工日から平成18年3月15日まで	
発注工種	とび等一般		
予定価格	497,364,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）		
発注機関	鳥取県八頭地方県土整備局		
	単独・共同企業体の別	共同企業体（3者による共同施工方式）	
	構成員の区分	代表者	代表者以外
	本店所在地	県内	県内

入札参加者の条件	会社要件	建設業許可	とび・土工事業に係る特定建設業の許可	とび・土工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可
		入札参加資格(格付)	とび等一般(A級)	とび等一般(A級)
		総合点数	1,100点以上	-
		総合評定値(P)	-	-
		同種工事実績	30,000立方メートル以上の土工工事(掘削工又は切土工に限る。)を伴う工事(平成8年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているものに限る。以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績を有すること。	-
	技術者要件	設計業務の受託者	応用地質株式会社鳥取営業所	住 所 鳥取市田島648 電 話 0857-23-9899
		配置技術者の専任の要否	専任を要する。	専任を要する。
		配置技術者の資格	主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士であること。 監理技術者にあつては、とび・土工事業に係る監理技術者資格を有する1級土木施工管理技士であること。	主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士であること。 監理技術者にあつては、とび・土工事業に係る監理技術者資格を有する1級土木施工管理技士であること。
		施工管理実績	同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「技術者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績を有する者であること。	-
		現場代理人としての実績の認否	認める。	-
特定技術者の資格	1級土木施工管理技士			
その他	各構成員の出資比率が20パーセント以上であること。			
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県県土整備部管理課建設係	住 所 鳥取市東町一丁目220 電 話 0857-26-7454	
	応募期間	平成17年10月21日(金)から同月28日(金)まで		
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号から様式第6号まで。ただし、一般的事項等告示様式第5号については、増員基準価格未達の応札となる可能性のある場合に提出すること。		
	持参書類	すべての応募書類		
	提出部数	1部		
	郵送等の可否	不可(電子入札システムにより必要項目を入力し、送信の上、応募書類を持参すること。)		
入札方法	発注方式	公募型指名競争入札		
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。		
	入札方式	電子入札		
	適用される制度	最低制限価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等		
支払条件		半年度		
工事関係図書の閲覧場所		鳥取県八頭地方県土整備局閲覧室	住 所 八頭郡八頭町郡家100 電 話 0858-72-3853	
問合せ先	事務手続	鳥取県県土整備部管理課建設係	住 所 鳥取市東町一丁目220 電 話 0857-26-7347	
	技術的事項	鳥取県県土整備部治山砂防課砂防係	住 所 鳥取市東町一丁目220 電 話 0857-26-7385	
備 考				

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

- ア 液晶プロジェクター 5台
- イ プラズマディスプレイ 42台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年1月1日から平成22年12月31日まで

(4) 納入期限

平成17年12月31日(土)

(5) 納入場所

鳥取市伏野1550-1 鳥取県立白兔養護学校

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうち、リース又はレンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年10月21日(金)から同年11月30日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立白兔養護学校

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒689-0201 鳥取市伏野1550-1

鳥取県立白兔養護学校

電話 0857-59-0585

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年11月30日(水)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日(火)午後5時までとする。)

鳥取県立白兔養護学校校長室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年11月18日(金)午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Liquid Crystal Projectors 5 sets and Plasma Displays 42sets
- (2) November 18, 2005 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) November 30, 2005 2 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders
November 29, 2005 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Hakuto School for children with special needs 1550 - 1
Fusino Tottori - shi 689 - 0201 Japan TEL : 0857 - 59 - 0585

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

ア 液晶プロジェクター 17台

イ プラズマディスプレイ 30台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年1月1日から平成22年12月31日まで

(4) 納入期限

平成17年12月31日（土）

(5) 納入場所

倉吉市長坂新町1231 鳥取県立倉吉養護学校

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうち、リース又はレンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年10月21日（金）から同年11月30日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉養護学校

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒682 - 0836 倉吉市長坂新町1231

鳥取県立倉吉養護学校

電話 0858 - 28 - 3500

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年11月30日（水）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（火）午後5時までとする。）

鳥取県立倉吉養護学校校長室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年11月18日（金）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Liquid Crystal Projectors 17sets and Plasma Displays 30sets
- (2) November 18, 2005 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) November 30, 2005 11 : 00 AM : Time - limit for submission of tenders
November 29, 2005 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural School for Kurayoshi Handicapped Children 1231
Nagasaka-Shinnmachi Kurayoshi - Shi 682 - 0836 Japan TEL : 0858 - 28 - 3500

